

市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業

助成制度利用の手引き

令和5年度版

過去の大きな地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が多く出ています。また、道路に面したブロック塀等が倒壊すると、歩行者に危害が及ぶだけでなく、瓦礫が道路をふさぐなど避難や復旧活動にも支障となります。

市川市では、この危険ブロック塀等の除却を進めるために費用の一部を補助いたします。



補助を受けられる方

- ・危険コンクリートブロック塀等の所有者または管理者。
- ・土地または建物の販売を目的として行うものでないこと。

補助の対象となるブロック塀等

- ・倒壊の恐れがあるブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱等。
(フェンスや門扉、万年塀の撤去費は補助金の対象になりません。)
- ・塀の高さが60cmを超えるもの。
- ・建築基準法第42条の道路、同法第43条第2項第1号・同項第2号の規定による道・空地で当該道・空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの、通学路等の避難路に面した部分であること。
- ・事前に職員による現地確認を行ったもの(工事契約済みの場合や、既に塀を除却している場合は、申請をお受けできません)。

申請受付期間

- ・令和5年4月10日(月)から令和5年12月28日(木)まで。
(令和6年1月31日(水)までに工事を完了し、実績報告書を提出できるものに限りです。)

補助額

・補助額は、下表の①～③の金額のうち、最も低い額になります。千円未満の端数は切り捨てます。

	全部撤去		部分撤去
	避難路の沿道	避難路の沿道以外	全ての道路等
補助額	①補助対象となる工事費の 2/3	①補助対象となる工事費の 2/3	①補助対象となる工事費の 2/3
	②撤去する塀の長さ1mあたり 1万5千円	②撤去する塀の長さ1mあたり 1万円	②撤去する塀の長さ1mあたり 5千円
	③上限 30万円	③上限 20万円	③上限 10万円

目 次

1. 補助内容について.....	1
1.1 補助メニュー.....	1
1.2 避難路について.....	2
1.3 補助額.....	2
2. 補助対象となるブロック塀等.....	3
3. 危険コンクリートブロック塀等除却事業補助金に係る手続き.....	4
3.1 手続きの流れ.....	4
3.2 事前相談・現地調査.....	5
3.3 施工業者選定と見積り.....	5
3.4 補助金交付申請.....	5
3.4.1 申請書の記入例.....	6
3.4.2 除却予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面の作成例.....	7
3.4.3 見積書の作成例.....	8
3.5 補助金交付決定通知.....	9
3.6 契約・施工.....	9
3.7 実績報告書の提出.....	10
3.7.1 代金等の支払い、領収証の受理.....	10
3.7.2 実績報告.....	10
3.7.3 実績報告書の記入例.....	11
3.8 補助金額確定通知.....	11
3.9 補助金の請求・受領.....	12
3.9.1 補助金の請求.....	12
3.9.2 補助金交付請求書の記入例.....	12
3.9.3 補助金受領の確認.....	13
4. 注意事項.....	13
5. 生垣助成制度について.....	13
6. ブロック塀等の点検のチェックポイント.....	14
7. よくある質問.....	15

1. 補助内容について

1.1 補助メニュー

ブロック塀等の撤去に係る補助メニューは、以下の通りです。

補助メニュー	全部撤去(第3条第1号)	部分撤去(第3条第2号)
撤去方法	基礎も含めて全て撤去する場合	ブロック塀等の高さを低くする場合 (ブロック塀等の部分の高さを60cm以下にする場合)
イメージ図	<p>撤去前</p> <p>ブロック塀撤去(基礎まで)</p> <p>道路側</p> <p>敷地側</p> <p>撤去後</p> <p>道路側</p> <p>敷地側</p>	<p>撤去前</p> <p>ブロック塀撤去</p> <p>道路側</p> <p>敷地側</p> <p>60cm以下</p> <p>ブロック塀撤去</p> <p>敷地側</p> <p>道路側</p> <p>60cm以下</p> <p>(塀が土圧を受けている場合)</p> <p>撤去後</p> <p>残した基礎やブロック等が健全であること</p> <p>60cm以下</p> <p>道路側</p> <p>敷地側</p> <p>60cm以下</p>

部分撤去を行う場合の条件

- ・ 残した基礎やブロック塀等が健全であること。ひび割れや傾き、ぐらつき等がある場合は部分撤去の補助対象になりません。
- ・ 部分撤去した後にブロック塀の増積みをする場合、ブロック等の高さが60cmを超えないこと。
- ・ 道路幅が4m未満の場合は、部分撤去の補助対象とならない可能性があります。その場合は、基礎まで全部撤去し、セットバックすることが条件となります(3ページ参照)。

1.2 避難路について

ブロック塀等の倒壊対策を優先して整備すべき避難路は、次の道路になります。

① 通学路	児童が小学校等に通うために通行する、小学校等が定めた道路の区間です。
② 緊急活動道路	災害時の円滑な道路交通を確保するため、市川市地域防災計画で定めた道路です。
② 緊急輸送道路	災害直後から、避難救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保するため、市川市耐震改修促進計画で定めた道路です。
④ 重要物流道路	国が定めた平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための道路です。

- ・通学路は、市川市ホームページの「市川市地図情報システム いち案内」から確認できます。
- ・現地確認の際、申請場所が上記の避難路に該当するかお調べいたします。

1.3 補助額

補助額は、下表の①～③の金額のうち、最も低い額になります。千円未満の端数は切り捨てます。

全部撤去		部分撤去
避難路の沿道	避難路の沿道以外	全ての道路等
①補助対象となる工事費の 2/3	①補助対象となる工事費の 2/3	①補助対象となる工事費の 2/3
②撤去する塀の長さ1mあたり 1万5千円	②撤去する塀の長さ1mあたり 1万円	②撤去する塀の長さ1mあたり 5千円
③上限 30万円	③上限 20万円	③上限 10万円

【計算例】

<ul style="list-style-type: none"> ・通学路沿いにあるブロック塀の撤去 → 避難路の沿道 ・撤去する塀の長さ <u>24.5m</u> ・基礎まで全て撤去する → 全部撤去 ・補助対象となる撤去工事費の見積額 <u>36万円</u> の場合



- ① 見積額 36万円 × 2/3 = 24万円
- ② 撤去する塀の長さ 24.5m × 1.5万円 = 36.75万円 → 千円未満切捨て 36.7万円
- ③ 上限額 30万円

補助額は、①～③の金額のうち最も低い額(24万円)になります。

2. 補助対象となるブロック塀等

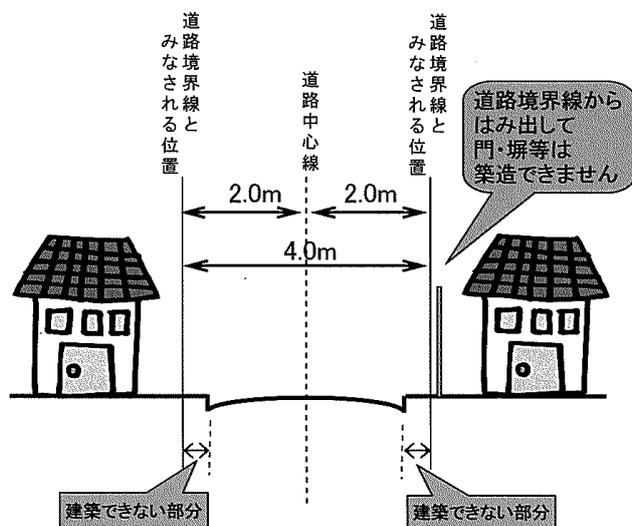
補助対象となるブロック塀等は、以下の条件に該当するものです。

- ①～③のいずれかに面しているブロック塀等。隣地との境界に設置されたブロック塀等は、補助の対象になりません。
 - ① 建築基準法第42条に規定された道路
 - ② 同法第43条第2項第1号・同項第2号の規定による道・空地で当該空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの
 - ③ 通学路等の避難路
- 高さが60cmを超えている、倒壊の恐れがあるブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀および門柱。組積造の塀等以外の撤去は、補助の対象になりません。

補助の対象にならない工事の例

- ・門扉、フェンスの撤去、処分および新設
- ・鉄筋コンクリート造の塀、万年塀、板塀の撤去、処分
- ・ブロック塀等の撤去に伴う樹木の撤去、物置や自転車置き場の移設工事
- ・設備等の切り直し工事
- ・セットバック部分の舗装工事
- ・擁壁

- 事前に職員による現地確認を行ったもの。工事契約済の場合や、既にブロック塀等を除却している場合は、申請はお受けできません。
- 土地または建物の販売を目的として行うものでないこと。
- 部分撤去の場合は、残した基礎やブロック塀等が健全であること。ひび割れや倒れ、ぐらつき等がある場合は、部分撤去の補助対象外になる為、全部撤去をしてください。
- 除却後、新たに塀を築造する場合は、建築基準法に適合させること。
- セットバックが必要な場合は、全部除却すること。除却後、道路部分（建築基準法第42条第2項道路（※）等のセットバック部分）に生垣や塀等を設置しないこと。



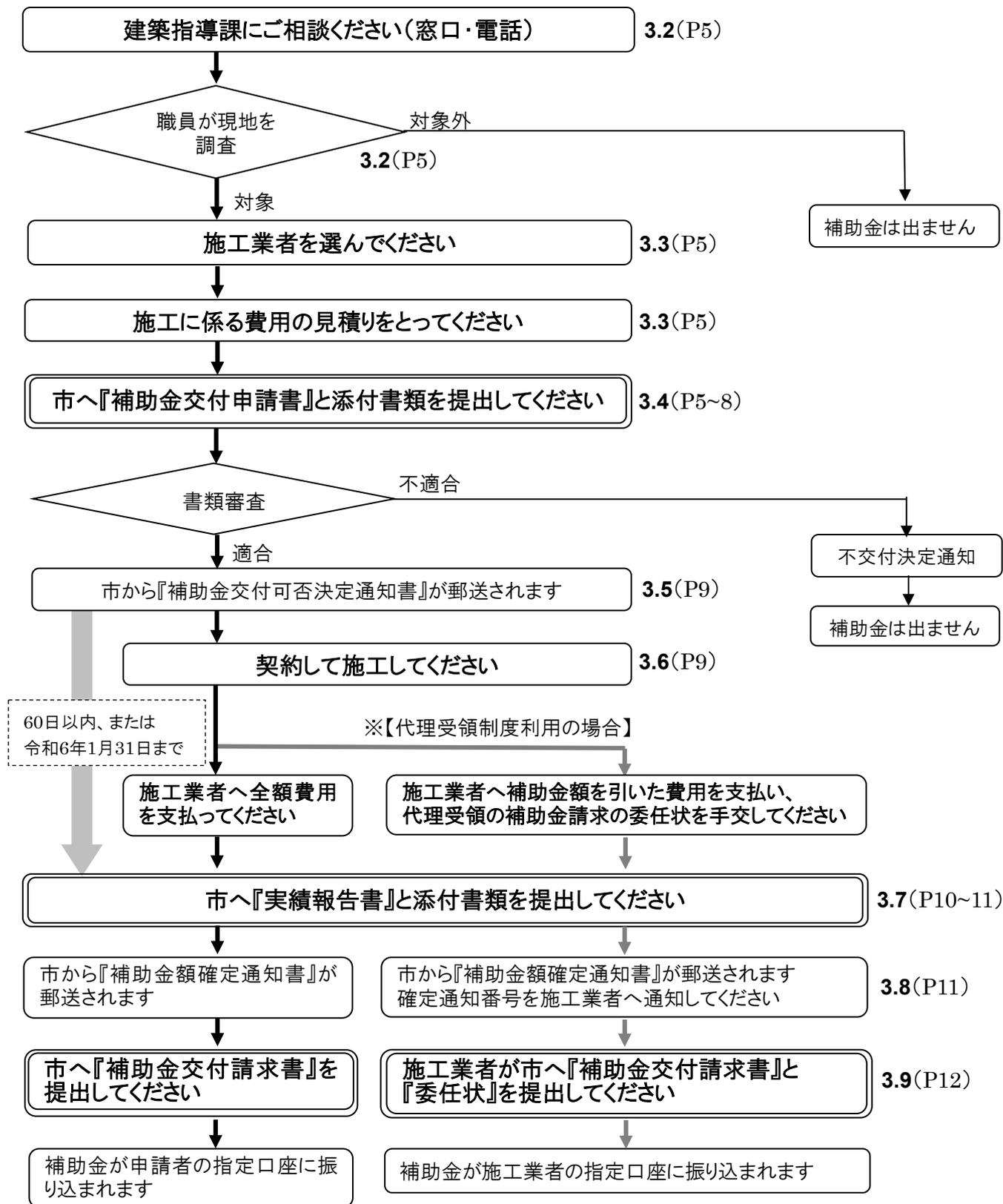
※ 建築基準法第42条第2項道路とは？

建築物は4m以上の道路（建築基準法第42条）に接していなければ建築できませんが（法第43条）、法が施行された時点（昭和25年）以前から建築物が立ち並んでいる市が指定した幅員4m未満の道は道路とみなすことができます。

ただし、道路の中心から2m（反対側が線路、川等の場合は反対側の境界から4m）の線を道路境界とみなし、そこから建築物（門、塀を含む）や擁壁を突き出して建築し、または築造することはできません。（法第44条）

3. 危険コンクリートブロック塀等除却事業補助金に係る手続き

3.1 手続きの流れ



3.2 事前相談・現地調査

事前相談を受けた危険コンクリートブロック塀等について、職員が現地に伺い、調査を行います(調査結果によっては、補助を受けられない場合もあります)。

事前相談は市川市役所 建築指導課窓口、又は電話でも受付いたします。

問合せ先

市川市役所 街づくり部 建築指導課 (市川市第2庁舎)

〒272-8501

市川市南八幡2丁目20番2号

電話 047-712-6337(直通)

FAX 047-712-6330

3.3 施工業者選定と見積り

事前調査の結果については、事前調査時または電話にてご連絡いたします。

補助金対象とされた場合は、施工業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。

見積書作成時の注意事項

- ・ 既存のブロック塀等の撤去と併せてフェンス等の新設工事を行う場合(同一の業者に発注する場合)、内訳を撤去工事と新設工事に分けてください。
- ・ 補助対象になる工事と対象外の工事は、分けて内訳を作成してください。
- ・ 門柱の撤去を行う場合は、門柱撤去費は内訳で分かるように作成してください。
- ・ 内訳書の数量(塀の長さや面積等)は、図面中の寸法と一致させてください。

3.4 補助金交付申請

作成する書類と添付書類は以下の通りです。工事着手前に必ず提出してください。

- 市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書(様式第1号)
※記入例(6ページ)をご参照ください。
- 除却する塀の平面図・立面図(塀の配置、道路との関係、高さ、長さがわかるもの)
※作成例(7ページ)をご参照ください。
- 除却後の計画図(新たに築造する塀の高さや長さ、セットバックが必要な場合はその位置)
- 危険コンクリートブロック塀等の除却に係る見積書の写し
※上記3.3の注意事項及び作成例(8ページ)をご参照ください。
- その他市長が定める書類(本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等))

3.4.1 申請書の記入例

様式第1号（第6条関係）

市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書

年 月 日

市川市長

住所は住居表示で
記入してください。

申請者 住所 市川市〇〇-〇〇-〇〇
氏名 〇〇〇 〇〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

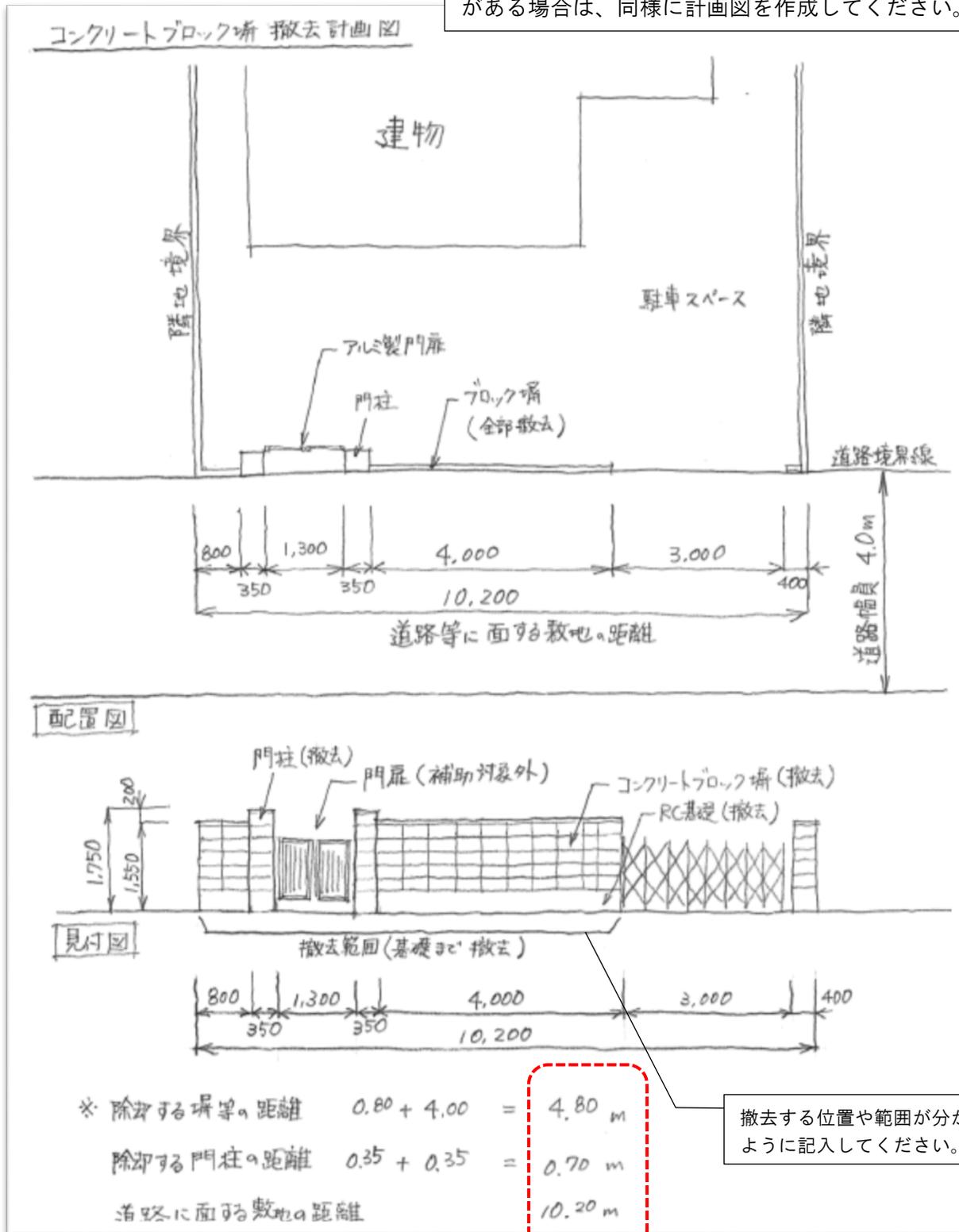
市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

該当する補助対象事業に○を付けてください。

補助対象事業の目的 及び内容	危険コンクリートブロック塀等の除却 ・ 全部除却（第3条第1号） 避難路の沿道 ・ 全部除却（第3条第1号） 避難路の沿道以外 ・ 一部除却（第3条第2号）
経費所要総額	補助対象分の見積書(税込み)の金額 を記入して下さい。 ※補助対象外の費用は含みません。
交付申請額	次の①～③のうち、低い額を記入(2ページ参照) ① 除却に要する費用 ② 補助基準額×除却する塀の長さ[m] ③ 限度額 ただし、千円未満は切捨てとします。
所在地 ※地番表記	市川市
危険コンクリート ブロック塀等	道路に面する敷地の距離 m 除却する塀等の距離 m 除却する門柱の距離 m 除却する塀等の高さ距離 m
着手及び完了 予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
添付書類	1 除却予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面 2 除却後の計画図（除却後、塀又は門柱の建築計画がある場合） 3 危険コンクリートブロック塀等の除却に要する費用の見積書の 写し 4 その他市長が必要と認める書類

3.4.2 除却予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面の作成例

ブロック塀等の撤去後に、新たに塀等を新設する予定がある場合は、同様に計画図を作成してください。



3.4.3 見積書の作成例

令和〇年〇月〇日

申請者の名前を記載して下さい。

見積書

〇〇〇〇様

株式会社〇〇〇工務店
市川市〇〇-〇〇-〇
代表取締役 〇〇〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

撤去工事を行うブロック塀等の
所在地(地番)を記載してください。

下記のとおり見積り申し上げます。

撤去工事をブロック塀の所在地：市川市〇〇-〇〇-〇(地番)

補助対象費用と対象外費用を分けてください。

見積りの有効期限 令和〇年〇月〇日

名称・仕様	数量	単位	単価	金額
道路面ブロック塀撤去工事				
【補助対象】				
1. ブロック塀撤去費(基礎含む)	〇〇.〇	m	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
2. 門柱撤去費(基礎含む)	1	式		〇〇,〇〇〇
3. 発生材運搬・処分費	1	式		〇〇,〇〇〇
4. 仮設費	1	式		〇〇,〇〇〇
(小計)				〇〇〇,〇〇〇
【補助対象外】				
1. ブロック塀撤去費	〇〇.〇	m	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
2. フェンス撤去費	〇〇.〇	m	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
3. 植栽等撤去費	1	式		〇〇,〇〇〇
4. …	1	式		〇〇,〇〇〇
5. 発生材運搬・処分費	1	式		〇〇,〇〇〇
6. 仮設費	1	式		〇〇,〇〇〇
(小計)				〇〇〇,〇〇〇
(合計)				〇〇〇,〇〇〇
(消費税)				〇〇,〇〇〇
(見積金額)				〇〇〇,〇〇〇

補助対象外の例
・フェンス撤去、処分
・植栽等の撤去、処分
・道路に面しないブロック塀撤去
・物置等の移動、設備等の切り回し等

図面、申請書と同じ長さになります。

見積金額 ¥〇〇〇,〇〇〇- (消費税含む)

3.5 補助金交付決定通知

提出された書類を審査し、補助要件に適合することを確認次第、「市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付可否決定通知書」を申請者の自宅に郵送いたします。

3.6 契約・施工

補助金交付可否決定通知書が届きましたら、施工業者と契約書を取り交わしてください。（補助金交付決定前に工事着手した場合には、補助金の交付が受けられません。）

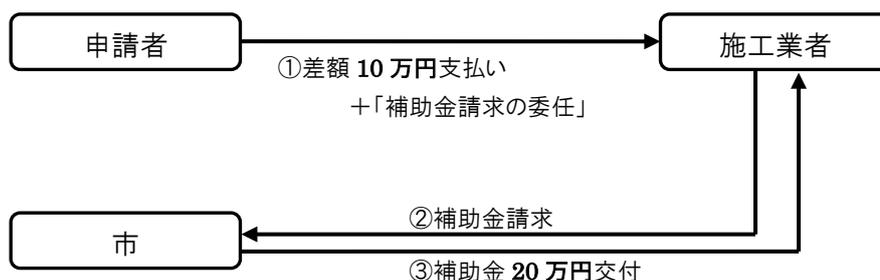
施工業者との契約の際には、代理受領制度利用(※)の有無を施工業者と確認してください。

※代理受領制度とは、

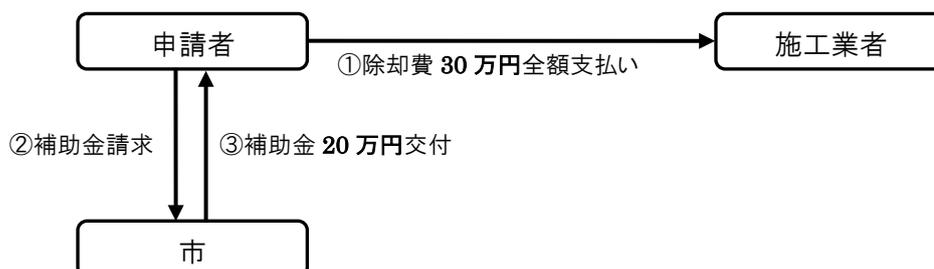
除却工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を施工業者へ支払い、補助金は市から直接施工業者へ支払う制度です。

(例)除却工事費が30万円・補助金額20万円のときの請求の流れ

○代理受領制度を利用した場合



○従来の制度を利用した場合



工事は施工業者が責任を持って行いますが、全てを任せきりにせず、ご自分の目で確認してください。また必ず施工前、施工中、施工後の工事記録写真を撮影しておいてください。後で提出していただきます。

3.7 実績報告書の提出

3.7.1 代金等の支払い、領収証の受理

工事が完了し、工事写真、廃棄物処分報告書、工事代金の請求書を受け取りましたら、工事代金を施工業者に支払い領収証を受け取ってください。後で写しを提出していただきます。

領収証に、金額、名目、宛名、施工業者名、代表者の氏名、押印、収入印紙が貼ってあるかを確認してください。銀行振り込みの控えは領収証の代わりにはなりません。

※代理受領制度を利用する場合

- ①工事代金から補助金額を差し引いた額を施工業者に支払い、補助金額を差し引いた額の領収証を受け取ってください。
- ②補助金請求の委任状を施工業者に渡してください。

3.7.2 実績報告

工事写真と廃棄物処分報告書、契約書、領収証(代理受領制度を利用の場合は、請求書と補助金額を差し引いた額の領収証)が揃いましたら、次の書類を補助金交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内、または令和6年1月31日のいずれか早い日までに市川市建築指導課まで提出してください。

- 市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書（様式第5号）
- 工事写真
 - ・ブロック解体前の状況、ブロック解体状況、完了状況(全景)を撮影してください。
 - ・セットバックした場合は、その確認ができる写真を添付してください。
- 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し

- 契約書の写し
 - ・申請者と施工業者の押印があり、収入印紙が貼付されたものの写しを提出してください。
 - 注文書(申請者の押印)と注文請書(施工業者の押印と収入印紙貼付)の写しでもかまいません。
- 領収証の写し
 - ※代理受領制度を利用する場合、工事代金から補助金額を差し引いた額となります。
- 工事代金全額の請求書の写し（代理受領制度を利用する場合のみ提出が必要です。）

3.7.3 実績報告書の記入例

様式第5号（第10条関係）

市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書

「補助金交付可否決定通知書」の日付から60日以内です。

年 月 日

市川市長

住居表示で記入してください。

報告者 住所 市川市〇〇-〇〇-〇〇
 氏名 〇〇〇 〇〇〇
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

交付決定通知書の右上の番号と日付を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け市川第 〇〇〇〇-〇〇 号により交付決定のあった市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金に係る補助対象事業の実施について、次のとおり報告します。

1 危険コンクリートブロック塀等の所在地（地番）

市川市〇〇〇丁目〇〇-〇〇

所在地の地番を記入してください。

2 事業期間

着手 〇〇年 〇〇月 〇〇日

完了 〇〇年 〇〇月 〇〇日

着手日は契約日を、完了日は領収証の日付を記入してください。
 着手日は補助金交付決定通知日以降になっているか確認してください。

3 補助金の交付決定額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

「補助金交付可否決定通知書」の金額を記入してください。

(添付書類)

- 1 補助対象事業の遂行状況の写真
- 2 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- 3 補助対象事業に係る契約書の写し
- 4 補助対象事業に要した費用の領収証の写し
- 5 補助金の請求及び受領を工事を行った者に委託するときは、4の領収証の写しに代えて、請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の額を差し引いた額の領収証の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

3.8 補助金額確定通知

市では、提出された書類により、交付申請時の内容と同じであることを確認し、「補助金額確定通知書」を申請者の自宅に郵送いたします。

3.9 補助金の請求・受領

3.9.1 補助金の請求

「補助金額確定通知書」が届きましたら、「市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書」（様式第7号）を市川市建築指導課まで提出してください。補助金の支払い手続きを行います。

※代理受領制度を利用する場合、請求書の請求者は施工業者となります。また、補助金請求の委任状を添付してください。

3.9.2 補助金交付請求書の記入例

様式第7号（第12条関係）

市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書

年 月 日

市川市長

住居表示で記入してください。

請求者 住所 市川市〇〇-〇〇-〇〇
 氏名 〇〇〇 〇〇〇
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

「補助金額確定通知書」の日付と番号を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け市川第 〇〇〇〇-〇〇 号で市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金額確定通知書により確定された市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金 〇〇〇,〇〇〇 円を請求します。

「補助金額確定通知書」の金額を記入してください。

補助金の確定額	〇〇〇, 〇〇〇 円
交付請求額	同じ金額 〇〇〇, 〇〇〇 円

補助金は、ご記入いただいた下記の口座に振り込まれます。

(1)金融機関コード	(2)店番号	(3)預金種別 ※いずれかに○	(4)口座番号
○ ○ ○ ○	○ ○ ○	① 普通 2 当座	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(5)金融機関名称 ※支店名もご記入下さい			
〇〇〇〇銀行		〇〇支店	必ず記入してください
口座名義人	(6)カナ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	(7)漢字	〇〇 〇〇	

3.9.3 補助金受領の確認

補助金が指定の銀行口座に振り込まれるのは、補助金の請求日から1ヶ月程後です。(年末の場合はもう少しかかります。)

補助金が入金されていることを確認し、請求日から1ヶ月以上たっても入金されていない場合は、市川市役所建築指導課にご連絡ください。

4. 注意事項

- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の契約をしていただく必要があります。工事契約済みの場合や、既に塀を除却している場合は、申請をお受けできません。
- 補助事業は、令和6年1月31日までに完了し、実績の報告ができるものを対象とします。
- ブロック塀等撤去後に、建築基準法に適合しない建築物や工作物を設置しないでください。
- 工事を中止した場合や、工事の内容や工期などを変更した場合は、速やかに「市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金補助対象事業(変更・中止・廃止)承認申請書」(様式第3号)を提出してください。
- 工事は専門の施工業者に依頼してください。市では施工業者の紹介は行っていません。
- セットバックした部分には、建築物や塀・門を設置する事はできません(3ページの「※ 建築基準法第42条第2項の道路とは？」を参照)。
- 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 本手引きに記載されている内容は、令和5年度の制度です。令和6年度以降は変更になる場合があります。

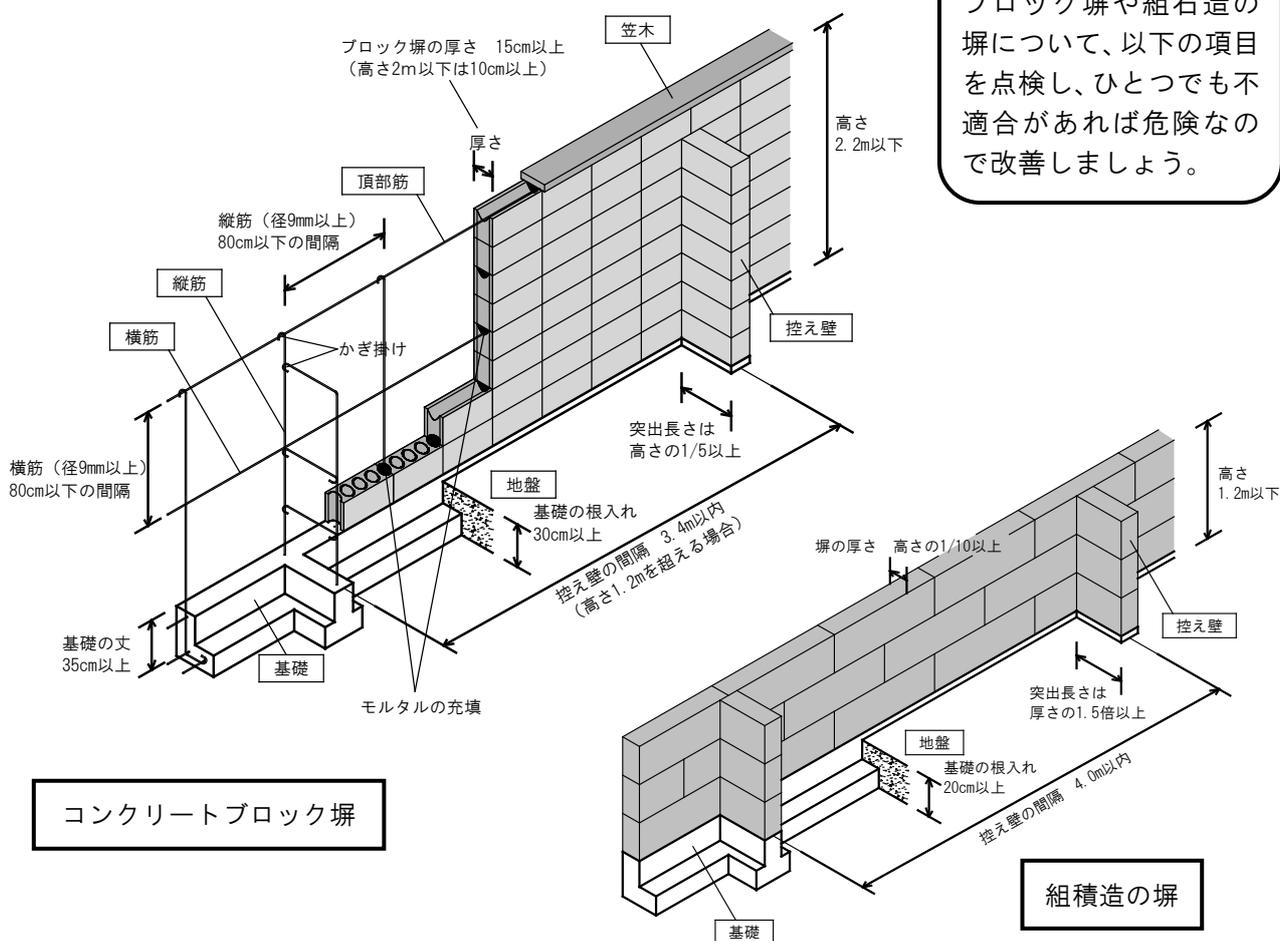
5. 生垣助成制度について

ブロック塀等を除却後に生垣を設置する場合は「生垣助成金制度」の助成(1m当たり1万5千円上限)が併せて受けられます。詳細は下記までお問合せください。

問合せ先 公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団
電話 047-318-5760

6. ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀や組石造の塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。



コンクリートブロック塀

組積造の塀

- ブロック塀の場合**
- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは 10cm 以上か。
 - (塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上)
 - 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが 1.2m 超の場合)
 - ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。
 - (塀の高さが 1.2m 超の場合)

- 組積造の塀の場合**
- (れんが造、石造、鉄筋のないブロック造等)
- 1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か。
 - 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか。
 - 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築災害協会 2013.1 より一部改

7. よくある質問

Q. 補助対象にならない工事は、どのような工事ですか。

A. フェンスや門扉、万年塀の撤去は対象外です。また、ブロック塀撤去に伴う樹木等の撤去や自転車置き場、物置等の移設、設備等の切り回し等も対象外です。詳細は、3ページを参照してください。

Q. 既に取り壊してしまったブロック塀も補助の対象になりますか。

A. 対象になりません。事前に市の職員が現地を確認し、申請されたものでなければなりません。

Q. 補助対象になる道路かは、どこで調べられますか。

A. 建築指導課の窓口で調べることができます。建築基準法の道路や通学路については、市のホームページからも調べることができます。

QRコード(スマートフォンで確認する)

建築基準法の道路について調べる場合



通学路について調べる場合



Q. 自分で取り壊しても補助対象になりますか。

A. 対象になりません。請負契約に基づく工事で行うものが対象となります。

Q. 塀の高さを低くする場合、補助対象になりますか。

A. 対象になります。その場合、ブロック塀等の高さを60cm以下にする必要があります。

Q. 隣の家との境界に設置されたブロック塀は対象になりますか。

A. 対象になりません。道路等に面した塀のみが対象です。

Q. 道路中心からの後退が必要な道路に面するブロック塀は、対象になりますか。

A. 基礎まで全部撤去し、セットバックする場合は補助対象になります。そのような道路の場合、補助対象になる、ならないに関わらず、一度取り壊した場合、同じ場所に新たに塀を建てることはできません。

Q. 代理受領制度を利用する場合に必要な書類を教えてください。

A. 実績報告書に添付する書類の一部が、通常の場合と異なります。

- ・領収証は補助額を差し引いた額にしてください。
 - ・工事費全額の請求書の写しを添付してください。
 - ・補助金交付請求書の提出時に、委任状を添付してください。
 - ・その他の書類は、通常の場合と同じです。
- 詳細は、10ページ及び12ページを参照してください。

Q. 補助金の手続きに必要な市指定の様式は、どうやって入手すればよいですか。

A. 市指定の様式は、市のホームページ(裏表紙を参照してください)からダウンロードすることができます。また、必要に応じて現地調査やご来庁の際にお渡しします。

- ・交付申請書(様式第1号、5ページ)
- ・実績報告書(様式第5号、10ページ)
- ・交付請求書(様式第7号、12ページ)
- ・変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号、13ページ)

問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課

047-712-6337

市川市役所 市川市役所第2庁舎2階

(〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号)

詳しくは

市川市公式ホームページ

市川市 ブロック塀 補助金

